

## 前橋市インターンシップ実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、前橋市（以下「市」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定め、学生に実践的な就業体験の機会を与えることにより、当該学生の職業意識の向上及び市政への理解の促進を図るとともに、市行政の仕事の魅力を積極的に発信することを目的とする。

### (インターンシップ対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学及び高等専門学校等（以下「大学等」という。）の学生とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者
- (2) 誓約書を提出し、服務規律等を遵守すると判断される者

### (実習生の受入手続及び決定)

第3条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）及び該当する学生のインターンシップ実習生調書（様式第2号）を前橋市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 市長は、受入れの可否を決定し、インターンシップ受入決定通知書（様式第3号）により、大学等の代表者に通知するものとする。

### (実習期間及び実習生受入人数)

第4条 前条第2項の規定により受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）の実習期間及び受入人数は、受入所属の状況により市長が決定する。

- 2 実習生が実習を行う時間は、市職員に適用される勤務時間の例による。

### (経費の負担等)

第5条 市は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

### (誓約書等)

第6条 実習生は、誓約書（様式第4号）を事前に市長に提出しなければならない。

- 2 大学等の代表者は、実習生に対しこの誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

### (協定書の締結)

第7条 市長及び大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、この要綱に従い協定書（様式第5号）を作成し、各1通保有するものとする。

### (服務等)

第8条 実習生は、大学等の学生の身分を保有する。

- 2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等並びに受入所属の所属長及び実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導者」という。）の指示等に従わなければならない。
- 4 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに指導者にその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(指導者、実習計画書)

第10条 実習生を受け入れる所属の所属長は、指導を担当する指導者を指名するものとする。

2 指導者は、実習の内容等をインターンシップ実習計画書に定めるものとする。

3 指導者は、大学等から実習結果等についての報告、証明を求められたときは、これを作成し、報告書等を提出するものとする。

(実習の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条又は第9条の規定による服務、義務に従わないとき。

(2) 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるときその他実習を継続することが困難であるとき。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第12条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等の代表者及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。